議案第146号

伊賀市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

伊賀市任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和８年11月30日提出

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

伊賀市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市任期付職員の採用等に関する条例（平成16年伊賀市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項の表給料月額の欄を次のように改める。

給料月額
419,000円
470,000円
525,000円
593,000円
677,000円

第７条第３項を削り、同条第４項中「、第17条の２及び第19条」を「及び第17条の２」に改め、同項を同条第３項とし、同条第５項中「第２項」の次に「、第18条第２項及び第19条第２項第１号」を加え、「これらの規定」を「同条例第17条の３第１項及び第２項」に、「当該」を「当該職員」に、「これらの」」を「これらの職員」と、同条例第18条第２項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、同条例第19条第２項第１号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」」に改め、同項を同条第４項とする。

第８条第１項の表給料月額の項を次のように改める。

給料月	241,500	261,200	289,200	320,700	344,400	379,500	434,300

額	円	円	円	円	円	円	円

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、令和８年12月１日から施行し、この条例による改正後の伊賀市任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）は、令和８年４月１日から適用する。

（令和８年６月及び12月の期末手当の特例）

2　令和８年６月に支給する期末手当の額の算定については、改正後の任期付職員条例第７条第４項の規定にかかわらず、同項中「100分の97.5」とあるのは「100分の126.25」とし、令和８年12月に支給する期末手当の額の算定については、同項中「100分の97.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

（給与の内払）

3　改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の伊賀市任期付職員の採用等に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例（期末手当については、前項）の規定による給与の内払とみなす。

（退職等職員に関する経過措置）

4　この条例の施行の日前に退職し、又は死亡した職員への給与の支給については、なお従前の例による。